

○岡山県警察保護取扱規程

(昭和 35 年 6 月 9 日警察訓令第 8 号)

改正 昭和 36 年 7 月 20 日警察訓令第 15 号 昭和 39 年 9 月 30 日警察訓令第 17 号
昭和 57 年 11 月 10 日警察訓令第 8 号 平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号
平成 6 年 12 月 22 日警察訓令第 26 号 平成 10 年 1 月 7 日警察訓令第 1 号
平成 10 年 12 月 7 日警察訓令第 24 号 平成 13 年 7 月 2 日警察訓令第 19 号
平成 15 年 4 月 16 日警察訓令第 17 号 平成 18 年 11 月 14 日警察訓令第 23 号
平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号 平成 22 年 3 月 16 日警察訓令第 6 号
平成 22 年 7 月 1 日警察訓令第 16 号 平成 26 年 3 月 31 日警察訓令第 13 号
平成 27 年 3 月 31 日警察訓令第 3 号 平成 27 年 5 月 26 日警察訓令第 5 号
平成 29 年 2 月 1 日警察訓令第 6 号 令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 7 号
令和 4 年 3 月 16 日警察訓令第 13 号 令和 4 年 3 月 28 日警察訓令第 20 号

岡山県警察保護取扱規程を次のように定める。

岡山県警察保護取扱規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号。以下「警職法」という。)第 3 条、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和 36 年法律第 103 号。以下「酩酊者規制法」という。)第 3 条の規定に基づく保護、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保護についての心構え)

第 2 条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあつた者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては誠意をもつてし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第 3 条 警察署長(以下「署長」という。)は、保護について、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の生活安全課長(生活安全刑事課長を含む。以下「保護主任者」という。)は、署長を補佐し、所属の警察官を指揮監督し、保護室その他の施設への収容、家族又は知人その他関係者(以下「家族等」という。)への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護について直接責任を負うものとする。

- 3 保護主任者が不在の場合においては、宿直若しくは日直の幹部又は署長の指定した者が、保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

第2章 保護

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見したとき又は届出のあつた者が保護を要する者であると認めたときは、次に定める措置その他の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 現場関係者等から事情を聴取すること。
- (2) 保護を要する者が現場の近隣の者であることが判明した場合は、その家族に通知し、又は引き渡すこと。
- (3) 最寄りの病院その他の医療施設に運ぶこと。
- (4) 交番その他の派出所又は駐在所に同行すること。

- 2 前項の場合において、警察署の保護室若しくは他の施設で保護の必要を認めたとき又は交番その他の派出所若しくは駐在所に同行したときは、警察官は、直ちに保護主任者に報告して、その指揮を受けなければならない。

(保護主任者の措置)

第5条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、保護された者(以下「被保護者」という。)の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を講じなければならない。

- (1) 精神錯乱者 最寄りの精神科病院又は保護室
- (2) 酩酊者 保護室
- (3) 迷い子 交番その他の派出所又は駐在所(家族等が迷い子を引き取るのに長時間を要すると認められる場合は保護室)
- (4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設(病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合は保護室)
- (5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

(分離収容)

第6条 被保護者は、他の被保護者と分離して収容しなければならない。

(被保護者の住所等の確認措置)

第7条 警察官は、被保護者の家族等に通知してその引取方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合であつて他に確認の方法がないと認められるときは、保護主任者の指揮を受けて被保護者の所持品等について、その

住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執ることができる。ただし、被保護者が拒んだときは、この限りでない。

2 前項の確認のための措置は、第5条の保護の場所において立会人を置いて行わなければならない。

3 前項の立会人は、被保護者が女性であるときは、女性を充てるよう配慮しなければならない。

(保護取扱簿)

第8条 保護したときは、保護取扱簿(様式第1号)に所要の事項を記載し、保護の経緯及び状況を明らかにしておかななければならない。

(事故の防止)

第9条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己若しくは他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意しなければならない。

(行動を抑止するための手段)

第10条 警察官は、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己若しくは他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態に当たる場合において、他に方法がないと認められるときは、真にやむを得ないと認められる限度で、手錠を使用する等行動を抑止するための手段を執ることができる。この場合において、緊急を要する状態であつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けなければならない。

(危険物その他所持品の保管等)

第11条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己若しくは他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物(以下「危険物」という。)を所持している場合において、第9条の事故を防止するため、やむを得ないと認められるときは、当該危険物を保管しなければならない。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行わなければならない。

2 前項の措置を執る場合において被保護者に所持させておいては紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金、貴重品等についても同項に準じて保管するものとする。

3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条の保護の場所において、立会人を置いて行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物、現金、貴重品等は、その品名、数量等を保護取扱簿に記載して、その取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解

く場合においては、その引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては当該関係機関に引き継がなければならない。

(かけがね等の使用)

第12条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室において保護する場合、その被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己若しくは他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、警察官が、保護主任者の指揮を受け、被保護者が保護室を離れないようかけがね等を使用することができる。警職法第3条第1項第2号の被保護者については、かけがね等を使用してはならない。

(異状を発見した場合等の措置)

第13条 警察官は、被保護者に異状を発見したとき又は保護業務に関する特異事案を認知したときは、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ、自己若しくは他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、署長は、これを発見してなお保護を要する状態にあるかどうかを確認する措置を執らなければならない。警職法第3条第1項第2号の被保護者が任意に保護の場所を離れた場合であつて、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とする。

3 署長は、第1項の場合において、被保護者の死亡その他重大な事案に係るものについては、直ちにその者の家族等に通知しなければならない。

4 署長は、第1項の場合において、次に掲げるものについては、保護業務に関する特異事案速報書(様式第1号の2)により、直ちに警察本部長に報告しなければならない。

(1) 被保護者の自殺又は自殺未遂事案

(2) 被保護者のえん下等自傷又はこれらの未遂事案

(3) 疾病等により被保護者が死亡した事案

(4) 被保護者の逃走事案

(5) 保護業務に関して警察官が殉職又は負傷した事案

(6) 保護業務に関して警察官が被保護者を死亡又は負傷させた事案

(7) 保護業務に関して新聞、テレビ等マスコミ報道が予想される事案

(身柄の措置及び関係機関への引継)

第14条 保護主任者は、被保護者に責任ある身柄引取人がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても被保護者を引き取らない場合においては、署長の指揮を受け、次の各号に定めるところにより措置しなければならない。

- (1) 病人、負傷者等である場合は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 19 条第 1 項、第 2 項又は第 6 項の規定による保護の実施機関たる市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。
- (2) 児童福祉法第 4 条に規定する児童である場合は、前号に該当する者であつても、同法第 25 条第 1 項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

第 3 章 保護室

(保護室の設置)

第 15 条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して所要の保護室を設置するものとする。

- 2 被保護者を保護室に収容した場合においては、保護主任者は、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して、保護に当たらせるものとする。
- 3 保護主任者は、おおむね 2 時間に 1 回以上の割合で、被保護者を収容している保護室を巡視しなければならない。
- 4 保護主任者は、前項の規定による巡視を実施した際は、保護取扱簿補助紙(様式第 1 号の 3)にその状況を明らかにしておかなければならない。

(保護室の管理)

第 16 条 保護室の管理に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 保護室には、前面の見易い箇所に、その表示をすること。
- (2) 毎日保護室内の清掃を行うこと。
- (3) 被保護者の寝具等は、常に清潔にすること。
- (4) 毎月 1 回以上保護室の内外の消毒を行うこと。
- (5) 被保護者の応急手当に必要な医療品を常備すること。

(保護室に関する特例措置)

第 17 条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、保護室を使用せず、警察署の宿直室、休憩室等被保護者を収容するのに適当と認められる場所において保護するものとする。

第 4 章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第 18 条 警職法第 3 条第 3 項ただし書の規定による許可状の請求は、保護主任者が署長の指揮を受け、保護許可状請求書(様式第 2 号)により行わなければならない。

(簡易裁判所に対する通知)

第 19 条 署長は、警職法第 3 条第 1 項又は酩酊者規制法第 3 条第 1 項に該当する者を保護した場合は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間におけるものを取りまとめ、保護通知書(様式第 3 号)により、所轄簡易裁判所に通知しなければならない。

(保健所への通報)

第 20 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 23 条又は酩酊者規制法第 7 条の規定による保健所長への通報は、保護通報書(精神保健福祉法用)(様式第 4 号)又は保護通報書(酩酊者規制法用)(様式第 5 号)により署長が行わなければならない。

第 5 章 児童の一時保護等

(児童の一時保護等)

第 21 条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間である、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

- (1) 児童福祉法第 33 条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
 - (2) 少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 13 条第 2 項(同法第 26 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により、同行状を執行する場合
 - (3) 少年法第 26 条第 1 項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
 - (4) 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 22 条第 3 項(同法第 27 条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により、収容状を執行する場合
 - (5) 婦人補導院法(昭和 33 年法律第 17 号)第 16 条の規定により、婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合
 - (6) 更生保護法(平成 19 年法律第 88 号)第 63 条第 6 項ただし書の規定により、引致状を執行する場合
 - (7) 少年院法(平成 26 年法律第 58 号)第 89 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により少年院から逃走した者又は少年院に帰着しない者を連れ戻す場合
 - (8) 少年院法第 90 条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定により少年院又は指定された場所に出頭しない者を連れ戻す場合
 - (9) 少年鑑別所法(平成 26 年法律第 59 号)第 78 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合
 - (10) 少年鑑別所法第 79 条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定により少年鑑別所又は指定された場所に出頭しない者を連れ戻す場合
- 2 前項の場合においては、第 3 条、第 8 条から第 13 条まで、第 15 条第 2 項から第 4 項まで及び第 17 条の規定を準用するものとする。

第 6 章 雑則

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第 22 条 警察官は、被保護者が少年であつて、少年警察活動規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号)第 2 条第 6 号の非行少年又は同条第 7 号の不良行為少年であること

が明らかとなつた場合においては、当該少年については、同規則の定めるところにより、補導を行わなければならない。

- 2 保護主任者は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなつた場合においては、児童福祉法第 25 条第 1 項の規定により、署長に報告しその指揮を受けて福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。
- 3 保護主任者は、被保護者が売春防止法第 34 条第 3 項の要保護女子であることが明らかとなつた場合においては、当該被保護者が少年であつて第 14 条第 2 号又は前 2 項の規定により関係機関に送致し、又は通告する措置を執つた場合を除き、最寄りの女性相談所又は婦人相談員に通知しなければならない。この場合においては、女性相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配慮するものとする。
(被保護者と犯罪の捜査等)

第 23 条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規則第 2 条第 4 号の触法少年若しくは同条第 5 号のぐ犯少年であることが判明するに至つた場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなつた場合においても、また同様とする。
(文書の保存)

第 24 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
保護取扱簿	作成した所属	3 年
保護業務に関する特異事案速報書	生活安全企画課及び作成した所属	10 年
保護許可状請求書	警察署	3 年
保護通知書	警察署	1 年
保護通報書	警察署	3 年

附 則

この規程は、昭和 35 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 36 年 7 月 20 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、昭和 36 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(昭和 39 年 9 月 30 日警察訓令第 17 号)

この訓令は、昭和 39 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 11 月 10 日警察訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 57 年 11 月 10 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成元年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 22 日警察訓令第 26 号)

この訓令は、平成 6 年 12 月 22 日から施行する。

附 則(平成 10 年 1 月 7 日警察訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 12 月 7 日警察訓令第 24 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 2 日警察訓令第 19 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 16 日警察訓令第 17 号)

この訓令は、平成 15 年 4 月 21 日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 14 日警察訓令第 23 号)

この訓令は、平成 18 年 12 月 23 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号)

この訓令〔中略〕は、当該各号に掲げる日〔平成 19 年 6 月 1 日〕から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 22 年 3 月 16 日警察訓令第 6 号)

この訓令は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 22 年 7 月 1 日警察訓令第 16 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日警察訓令第 13 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日警察訓令第 3 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 26 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 1 日警察訓令第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 7 号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の次に掲げる訓令に定める様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

[略]

(3) 岡山県警察保護取扱規程

附 則(令和 4 年 3 月 16 日警察訓令第 13 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日警察訓令第 20 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 8 条関係)

保護取扱簿

[別紙参照]

様式第 1 号の 2(第 13 条関係)

保護業務に関する特異事案速報書

[別紙参照]

様式第 1 号の 3(第 15 条関係)

保護取扱簿補助紙

[別紙参照]

様式第 2 号(第 18 条関係)

保護許可状請求書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 19 条関係)

保護通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 20 条関係)

保護通報書(精神保健福祉法用)

[別紙参照]

様式第 5 号(第 20 条関係)

保護通報書(酩酊者規制法用)

[別紙参照]